



2025年5月13日

各 位

会社名 株式会社 山梨中央銀行
代表者名 代表取締役頭取 古屋 賀章
(コード番号: 8360 東証プライム)
問合せ先 執行役員経営企画部長 代永 茂樹
(TEL. 055-233-2111)

剰余金の配当（増配）および株主還元方針の変更に関するお知らせ

当行は、2025年5月13日開催の取締役会において、以下のとおり、2025年3月31日を基準日とする剰余金の配当および株主還元方針の変更について決議しましたので、お知らせいたします。

1. 剰余金の配当

(1) 配当の内容

	決 定 額	直近の配当予想 (2024年5月14日公表)	前期実績
基 準 日	2025年3月31日	同左	2024年3月31日
1株当たり配当金	44円	32円	31円
配当金総額	1,373百万円	—	966百万円
効力発生日	2025年6月26日	—	2024年6月26日
配 当 原 資	利益剰余金	—	利益剰余金

(2) 理由

2025年3月期の期末配当につきましては、1株当たり32円を予定しておりましたが、当期の業績および株主還元方針（親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向30%を目安）に鑑み、1株当たり12円増配し44円とすることにいたしました。

これにより、中間配当金32円と合わせた当期の年間配当金は、1株につき76円となります。

なお、当該剰余金の配当については、2025年6月25日開催予定の第122期定時株主総会に付議する予定であります。

(参考) 年間配当の内訳

基準日	1株当たり配当金		
	第2四半期末	期 末	合 計
当期実績	32円	44円 (予定)	76円 (予定)
前期実績 (2024年3月期)	25円	31円	56円

2. 株主還元方針の変更

(1) 変更の理由

当行グループの企業価値向上に向けた資本・財務戦略の一環として、健全性維持と収益・成長投資のバランスを勘案しつつ株主還元のさらなる充実を図るため、株主還元方針を変更することといたしました。

(2) 変更の内容

変更前	銀行業としての公共性に鑑み、健全経営を維持するため適正な内部留保の充実に努めるとともに、安定的な配当を継続実施することを基本方針とする。具体的には、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向 30%を目安とし、また、自己株式取得については柔軟かつ機動的に実施する。
変更後	銀行業としての公共性に鑑み、健全経営を維持するため適正な内部留保の充実に努めるとともに、安定的な配当を継続実施することを基本方針とし、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向 40%を目安とする。また、自己株式取得については柔軟かつ機動的に実施する。

(3) 適用の時期

2026年3月期より適用いたします。

以 上